

ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間かわたび
ぼっかいどう令和7年3月25日
帯広開発建設部

「河川協力団体」を新たに指定！

～「河川協力団体」指定証の交付式を行います～

帯広開発建設部では、昨年12月から本年1月にかけて新たな「河川協力団体」の募集を行い、この度、十勝川水系札内川等で活動している「カルビー（株）帯広工場」を河川協力団体として指定しました。

つきましては、下記のとおり河川協力団体指定証の交付式を行います。

河川協力団体制度は、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体が、河川管理者から「河川協力団体」として指定された場合、活動に必要な許可の簡素化や情報の提供等の支援を受けることができる制度です。

記

- 1 日 時：令和7年3月27日（木）11：00～11：15まで
- 2 場 所：帯広第2地方合同庁舎 3階共用会議室1（帯広西5条南8丁目）
- 3 指定団体名：カルビー（株）帯広工場

※添付資料

河川協力団体 概要

※河川協力団体制度の詳細、指定状況等は、北海道開発局のHP「河川協力団体制度について」に掲載しています。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kawa_kou/ud49g70000010084.html

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 帯広開発建設部 帯広河川事務所

副 所 長 藤倉 厚 （電話番号 0155-25-1295）

計 画 課 長 岡安 光太郎（同上）

帯広開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/>



河川協力団体 概要

河川法の一部改正

平成25年6月に河川法の一部が改正され、河川協力団体制度が創設されました。

「河川協力団体」制度とは？

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。

河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査の上、河川協力団体として指定します。

河川協力団体の主な活動

①河川管理者に協力して行う河川工事 又は河川の維持



河川敷清掃



ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料 の収集及び提供



船による監視



シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査



鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり



安全利用講習

⑤上記に附帯する活動